医薬安発 1030 第１号
令和８年 10 月 30 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長

ＧＬＰ－１受容体作動薬及びＧＩＰ/ＧＬＰ－１受容体作動薬の適正使用の徹底について（周知依頼）

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

２型糖尿病治療薬や肥満症治療薬として製造販売承認されているＧＬＰ－１受容体作動薬及びＧＩＰ/ＧＬＰ－１受容体作動薬（以下「ＧＬＰ－１受容体作動薬等」という。）の適正使用については、「ＧＬＰ－１受容体作動薬及びＧＩＰ/ＧＬＰ－１受容体作動薬の適正使用について」（令和８年６月 16 日付け医薬安発 0616 第 16 号医政総発 0616 第１号医政産情企発 0616 第１号厚生労働省医薬局医薬安全対策課長・厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長連名通知）及び「「ＧＬＰ－１受容体作動薬及びＧＩＰ/ＧＬＰ－１受容体作動薬の適正使用について」の再周知について」（令和８年 10 月 14 日付け医政改発 1014 第１号医政医発 1014 第１号医政産企発 1014 第１号医薬安発 1014 第１号厚生労働省医政局医療経営改革課長・厚生労働省医政局医事課長・厚生労働省医政局医薬産業振興企画課長・厚生労働省医薬局医薬安全対策課長連名通知）において周知したところです。

今般、ＧＬＰ－１受容体作動薬等について、適正使用の更なる徹底のため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、収集した副作用報告等を踏まえ、別添のとおり「ＰＭＤＡからの医薬品適正使用のお願い（Ｎｏ．１８）」が公表されました。

ＧＬＰ－１受容体作動薬等は、製造販売承認された効能・効果に対応した投与方法が用法・用量において規定されており、当該投与方法ではなく適応外で使用された場合の安全性及び有効性は確認されておらず、思わぬ有害事象による健康被害につながるおそれがあるなど十分な注意が必要です。

これらを踏まえ貴管内の医療機関、薬局及び関係団体への周知をお願いいたします。